

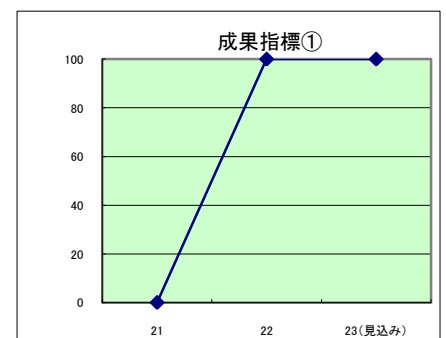
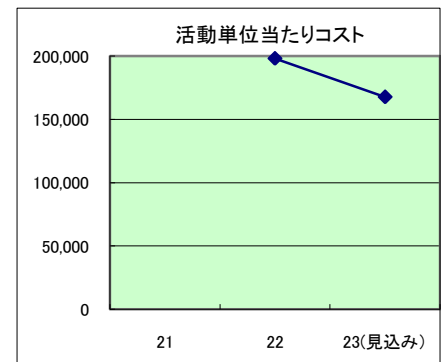
平成 23 年度 事務事業評価シート(平成 22 年度実施事業)

整理番号

総行03

事務事業名		指定管理者制度導入事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	5	信頼に基づく市民とともに作るまち	款	2	総務費	
	施策(節)	3	行財政運営	項	1	総務管理費	
	施策の方向	(4)	効率的な施設運営	目	4	財政管理費	
	事業	4	行政改革推進				
関連する計画等		羽曳野市指定管理者制度導入指針		作成部署	総務部行財政改革推進室		
事業の目的	対象(誰を・何を)		連絡先		072 - 958 - 1111 内線 3590		
	公の施設						
	意図(どういう状態にしたいのか)		市民サービスの向上と経費の削減による効率的かつ効果的な管理運営を図る。				
事業の内容	公共的団体に限定されていた公の施設の管理運営について、民間事業者も対象に含める指定管理者制度の創設に伴い、制度導入施設の決定及び指定管理者の選定並びに指定管理者業務の評価を行う。 *平成22年度末現在の制度導入済施設は19施設(募集方法:公募15、非公募4)。 (平成22年度) ・羽曳野市指定管理者選定等委員会(外部有識者等で構成)の運営 ・平成22年度末で指定期間が満了する高年生がいサロン1号館における指定管理者の選定 ・モニタリング(指定管理業務評価)の試行実施(※平成23年度より本格実施予定)						
	根拠法令等						
	地方自治法、羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、同施行規則						
事業開始時期		☐ 昭和 15 年開始 ☐ 明確にはわからない ☒ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている		終了年度	平成 年度		
事業開始時からの状況変化		平成21年度の指定管理者選定時には、サービス提供者を幅広く求めるため公募施設を拡大した。また、外部有識者を含む委員会を設置し、選定の客観性の向上を図った。					
市民や議会の要望							
実施手法		☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☐ その他		委託内容			

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】 (千円)		300	164	307	
人件費【2】 (千円)		5,625	3,600	2,880	
職員数	正規職員	0.75 人	0.50 人	0.40 人	
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	超過勤務(参考) (時間)	84.25 時間	0.00 時間	0.00 時間	
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		5,925	3,764	3,187	
財源内訳	国費 (千円)				
	府費 (千円)				
	市債 (千円)				
	その他 (手数料・使用料等) (千円)				
	一般財源 (千円)	5,925	3,764	3,187	
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
①	モニタリング実施施設数	施設	0	19	19
②	指定管理者更新施設数	施設	19	1	0
③	指定管理者選定等委員会開催回数	回	5	3	5
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		円	198,105 円	167,737 円	
市民1人当たりコスト(【A】／人口)		50 円	32 円	27 円	



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	モニタリング実施率 (式) モニタリング実施施設数÷モニタリング実施対象施設数×100	%	指定管理者が行った業務に対する評価(モニタリング)の実施率	目標	0	100	達成率(%)	100
					実績	0	100	100.0%	
	②	更新率 (式) 更新実施施設÷更新対象施設×100	%	指定期間が満了する施設における指定管理者の更新ができた割合	目標	100	100	達成率(%)	0
					実績	100	100	100.0%	

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	公の施設の管理に指定管理者制度を導入する場合は、法に基づき、指定の手続き等を条例で定め、運用することとされている。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	指定管理者制度を導入することにより、民間の事業運営のノウハウを活用し市民サービスの向上や経費節減につなげることが可能である。制度導入済施設における業務評価は、サービス向上や安全確保を図る上で重要である。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☐	☐	☒	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☒	☐	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	コストは担当職員の人件費と選定等委員会委員謝礼で構成されており、これ以上削減する余地はない。制度運用にあたり、市施設所管課及び指定管理者との間で生じる様々な連絡・調整を効率的に行う必要がある。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☐	☒	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	効率的な施設運営及び経費節減に対する貢献度は高い。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☒	☐	指定管理業務の評価にあたっては、利用者からのアンケート調査結果や地域住民等で構成される組織からの意見・要望等を反映させることとしている。また、市の取組状況を定期的にウェブサイトや広報誌で公表し、市民への周知を図っている。
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☒	☐	☐	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☒	☐	☐	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☒	☐	☐	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	平成22年度は、指定管理者制度導入の全施設における業務評価の試行及び年度末に指定期間が満了する施設における指定管理者の選定を計画どおり実施した。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☐	☐	☒	

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	試行実施となった平成22年度のモニタリング（指定管理業務評価）は、指定管理者における1次評価、施設所管課による2次評価にとどまったが、23年度以降は、選定等委員会の総合評価も加わり、本格実施となる。そのため、適正に評価が行われ、又、評価結果を踏まえ業務改善が図られるよう、進行管理を徹底する必要がある。 今後に向けて（取組方針、具体的な改善改革案など） 平成23年度は、モニタリングを円滑に進め、評価結果をサービス向上につなげる。また、制度導入済施設の指定期間満了に伴う平成24年度の選定に向けて準備を進める。選定にあたっては、総務省からの「改めて制度の適切な運用に努めるように」とする通知（H22.12.28）を踏まえ、選定方法等を慎重に検討する。	
	総合評価	
行革本部評価	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価理由・意見	